堺市報道提供資料

令和４年 12 月 22 日提供

職員の懲戒処分について

職員の不祥事案について、当該職員に対し、以下のとおり処分を行いました。

市民の皆様に深くお詫びし不祥事の再発防止に向け、より一層職員の服務規律の確保に努めてまいります。

1　地方公務員法に基づく懲戒処分

処分内容	被処分者	概要	処分根拠
停職４月	消防局警防部 通信指令課 課長補佐級 （55 歳）	令和４年８月 16 日、南海本線天下茶屋駅から堺駅間を走行中の電車内において盗撮行為を行い、同じ車両に乗り合わせていた警察官に、堺駅ホームにて現行犯逮捕された。 令和４年９月 13 日に迷惑防止条例違反容疑で大阪地方検察庁へ書類送検され、11 月 30 日に罰金 30 万円の略式命令を受けたもの。	地方公務員法第 33 条に違反し、同法第 29 条第１項第１号及び第３号に該当

2　処分日

令和４年 12 月 22 日

問い合わせ先	担　当　課：消防局 総務部 人事課 電　　話：072-238-6004 ファックス：072-223-1979